

平成 28 年 3 月 全国会長会挨拶（事業構造等の見直し時）

今年度の決算見込みは、主力事業の共済保険の掛金収入は 31 億 9 千万円に対して保険金の支払いが 16 億 6 千万円で、前年度とほぼ同額の 8 億 1 千万円の剩余金が生まれる見込みである。極めて良好な財務状況で何も問題がないと報告したいところだが、この剩余金が大問題となった。というのは、当団は平成 25 年度から公益財団法人に移行し、と同時に特定保険業の認可をいただいた。公益法人になると、内閣府から公益目的事業 1 に認定された共済保険には、収支相償の原則が適用される。これは掛かる費用以上に収入を上げてはならない、すなわち利益を出してはならず、剩余金が出る場合には公益目的事業化して早期に解消しなければならないという原則である。他方で特定保険業を所管とする厚生労働省と国土交通省からは、財政健全化の観点から毎年、黒字を出すようにと要請されている。この相矛盾する条件をクリアしていかなければならないのである。その一方で、内閣府から公益目的事業 2 に認定された育英奨学事業と一般助成事業については、13 億 4 千万円を原資としてその運用益で賄う前提である。しかしながら、運用益で賄うのは非常に厳しく、他の会計の援助がなければ毎年 3 億円を超える赤字となり、原資が枯渇しかねない状況にある。公益目的事業 1 の特定保険業が大黒字なのだから、公益目的事業 2 に回せば良いと思われるが、これは内閣府から固く禁じられている。このような状況下で、平成 25 年度と 26 年度で 10 億円を超える剩余金が発生したがために、内閣府から抜本的な剩余金の解消策、財政構造、事業構造の見直しを強く迫られていた。このような事情を織り込んだ対応策を昨年 1 年がかりで検討した結果、平成 27 年 12 月 22 日に厚生労働大臣と国土交通大臣の認可をいただいた。平成 28 年 3 月 11 日には内閣府の公益認定等委員会においても無事、審議通過をした。あとは内閣総理大臣の認定を待つばかりとなった。

この対応策のポイントは、3 点ある。1 点目は、掛金の現行水準はあくまで維持した上で、これまで 100 % であった保険料部分を 85 % に圧縮して、極力剩余金が出ない財政構造に改めると共に、残りの 15% を 3 つの公益目的事業に充当していく予定である。

2 点目は、この 15% のうち当面 10% は、育英奨学事業と一般助成事業の財源に充て、毎年発生する約 3 億円の赤字を補てんしていくことで、公益目的事業 2 の会計の財政的安定を計っていく。

3 点目は、この 15% のうち当面 5% は、特定保険業の他業として新たに認定される労働安全衛生推進事業の財源に充てる予定である。この事業規模は約 4 億円を予定しているが、到底足らないので、特定保険業の会計にある累積剩余金 10 億円を労働安全衛生推進事業の会計に運用する。これを特定費用準備資金として計上し計画的に取り崩していくことで、累積剩余金の解消を計っていく予定である。この労働安全衛生推進事業の主力事業は、安全用品の頒布・購買助成をする予定である。その品目の選定は個々の契約者の方々に選択していただきたいところだが、当団の職員数が少数のため事務処理が困難なことから、初年度は当団の運営専門委員会の会議を経て選定された品目を、当団が提携している

「ミドリ安全」から送付する対応とさせていただきたい。ただし平成 29 年度以降は、安全用品に選択制を導入するとともに、例えば購買助成額として女子トイレの設置等の幅広い活用ができるように検討したいと思う。同事業の中の地域に開かれた教育訓練施設の整備への助成については、特別助成との関係性が出てくる。特別助成事業は 164 億円の原資の運用益で賄う前提となっているが、長期金利低下が続いていることから、運用益が逐次低下しており、約 1 億 6 千万円しか、この事業に対して回せない状況である。運用環境は、今後、益々厳しくなっていく状況にあるので、相互で持ち合うことにする。したがって特別助成の申請時においては、申請のやり方等で当団と調整をしていただく場合があることをご承知いただきたい。

ところで建設共済保険は、お陰様で昨年の 11 月に創設 45 周年を迎えることができた。全建との特約の下にスタートした共済制度だが、全体の加入率が長期低落の一途で、何らかのインセンティブを打ち出す必要があると考えている。

そこで 1 つ目は、手数料を掛金の 4% から 6.8 % に引き上げるなどの見直しを行うこととする。ただし現行より不利になる協会に対しては、経過措置で救済する。

2 つ目は、昨年の 10 月 7 日に私(理事長)の名前で、各都道府県の会長宛てに通知をした交付金制度についてである。この内容は 80 % 以上の会員加入率の協会に対しては恒久的に 350 万円、 90 % 以上の会員加入率の支部に対しては恒久的に 50 万円、会員加入率を 10 % 引き上げる毎に協会に一時金として 300 万円を支払うというものである。そのアナウンス効果もあってか、わずか 3 ヶ月足らずで、80% 以上の会員加入率の協会が 3 から 5 に増え、90 % 以上の会員加入率の支部は 44 から 63 に増えている。全体の会員加入率も 50.2% から 50.8% まで上がっており、契約者数も減少からようやく増加に転じてきているが、諸般の事情から一般助成事業の助成上限額に交付金をそのまま上乗せするという形で修正をすることとした。また、この助成事業の内容についても今、業界の焦眉の急である、担い手確保・育成に寄与する事業を明記させていただくことによって全面的支援する。

3 つ目は、各協会とタイアップした建設共済保険の広報活動費については、平成 27 年度から 1 協会当たり 300 万円を上限に支給しているが、来年度以降も継続して行う。また全建にも来年度から 500 万円を上限として支給する。さらに人口が 600 万人以上で完工高が一定規模以上の首都圏、愛知、大阪の 6 協会に対しては、500 万円を上限として支給する。また支給要件を緩和して、できるだけ使い勝手の良い制度に改めるので、各協会の PR 効果に大いに期待したいと思う。その結果、契約者数が 5 % アップする毎に、50 万円を翌年の広報活動費に増額をさせていただく。ただし、上限を 20 % アップ、200 万円までとさせていただく。

最後になるが、今回の事業見直しの最大のポイントは、サービスは大幅に拡充するが掛け金の現行水準はあくまで維持するので、契約者の負担はこれまでと全く変わらないということである。これを別の言い方にするならば、掛け金の負担割合を 85 対 15 にすることで、

これまででは剰余金、あるいは内部留保に回っていた資金を生きたお金の使い方とすることによって、掛け金の引き上げを行わず民間保険にはない多面的なサービスが得られるようになったということである。

私ども共済団は公益財団法人の道を選択した。「清濁併せ呑む」のが世の習いかもしれないが、当団に限っては、濁など許されない清き正しき道をひたすら犀のごとく歩む所存である。したがって内部留保など一切できず、いかに加入促進が図られて掛け金収入が40億、50億と増大したとしても、共済団だけが太っていくなどということは、あり得ないものである。この点は、誤解のないようにお願いしたいと思う。

当団は、契約者から預かった掛け金は「契約者と業界の発展のために」をモットーとして、全てを公益目的事業に投入していくことで、業界に真に役立つ存在であり続けたいと思っている。建設共済保険の目的は3つある。「労働者福祉」「企業防衛」「余裕金の業界への還元」であるが、これに今回充実した共済事業が加わり、まさに福祉と共に共済のバランスが取れ、建設業福祉共済団という名前に相応しい形に1歩でも近づくことができたと思っている。共済団は皆様方の団体であるので、用意した多面的なメニューを大いにご活用いただきたい。

皆様方の絶大なるご支援、ご協力を切にお願いすると共に、皆様方のご健勝とご発展を心からご祈念申し上げ、挨拶とさせていただく。